



# 初 鹿 通 信

第 233 号

令和 8 年 2 月 吉 日

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 取適法について

令和8年1月1日から、「下請法」が改正され、「中小受託取引適正化法（通称：取適法 とりてきほう）」として新たに施行されました。これにより、適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されます。

自社で販売する物品等の運送を運送事業者に委託する取引が新たに「特定運送委託」として対象取引に追加され、委託事業者・受託事業者共に適用対象が見直されました。これまでの資本金基準に加え、従業員数による基準（常時使用する従業員数300人（製造委託等の場合）又は100人（役務提供委託等の場合））が新たに追加されました。

### ○委託業者に課される義務と禁止行為

#### ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止

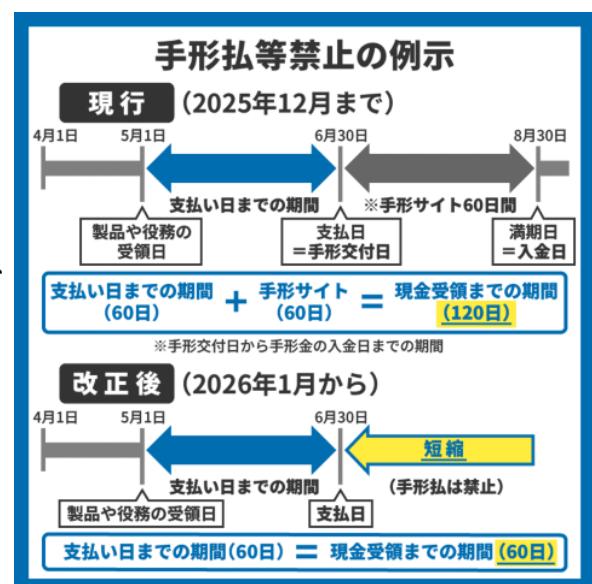
受注側が取引価格の引き上げを求めて協議を申し入れた場合、発注側は正当な理由なくこの協議を拒否することができなくなります。

#### ・製造委託等代金の支払遅延

発注した物品等の受領日から60日以内（2ヶ月以内）で定めた支払期日までに代金を支払わない行為が禁止されます。

また、「手形の交付」や「電子記録債権や一括決済方式のうち、中小受託事業者が支払期日までに代金相当額の金銭と引き換え困難なもの」が禁止されます。

製品や役務の受領日から支払日までの期間が60日以内（2ヶ月以内）になるように注意が必要です。



#### ・製造委託等代金の減額

発注時に決定した代金を発注後に減額する行為が禁止されます。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が該当します。

また、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことも減額に当たります。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。